

限度額適用認定証のご案内

入院や外来で高額な医療費がかかる場合、事前に限度額適用認定証と保険証を窓口で提示していただくことで、1ヶ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

【70歳未満】

所得区分		区分	自己負担限度額	食事代(一食)
住民税課税	上位所得者	ア	252,600円 + (総医療費 - 842,000) × 1%	460円
		イ	167,400円 + (総医療費 - 558,000) × 1%	460円
	一般	ウ	80,100円 + (総医療費 - 267,000) × 1%	460円
		エ	57,600円	460円
住民税非課税		オ	35,400円	210円

※ 総医療費とは保険適用される診察費用の総額(10割)です。

【70歳以上】

所得区分		区分	自己負担限度額		食事代(一食)
			外来(個人)		
現役並み所得		Ⅲ	252,600円 + (総医療費 - 842,000) × 1%		460円
		Ⅱ	167,400円 + (総医療費 - 558,000) × 1%		460円
		Ⅰ	80,100円 + (総医療費 - 267,000) × 1%		460円
一般			18,000円	57,600円	460円
住民税非課税	低所得Ⅱ	Ⅱ	8,000円	24,600円	過去12カ月の入院日数90日まで 210円
					過去12カ月の入院日数91日以上 160円
	低所得Ⅰ	Ⅰ	8,000円	15,000円	100円

※ 指定難病の患者であって一般区分に該当する方は、食事代が260円(一食)になります。

◆申請方法

☆ご加入健康保険の保険者へ申請を行ってください。

- 国民健康保険 → 各市町村役場
- 協会健保 → 全国健康保険協会都道府県支部
- 組合保険 → 各組合保険
- 後期高齢者医療 → 各市町村役場

①「認定証」は申請書提出月の1日から適用となりますので、お早めに手続きをお願いします。

◆申請に必要なもの

保険証、印鑑(認め印)、身分証明ができるもの(例:免許証など)